

薬生食輸発1027第1号  
平成29年10月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(フランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成29年10月20日付け薬生食輸発1020第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、フランス産りんごジュースの自主検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、フランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成29年10月27日	フランス	りんごジュース(原料用果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	FERME DES LANDES